

# 認可外保育施設の 利用状況について

平成25年8月6日

## 1. 概要

市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間(5年間)について「量の見込み」と「確保の内容」、「実施時期」を記載。

「量の見込み」は、「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて設定。

また、設定に当たっては、認定区分ごとに設定することが必要。特に、0～2歳に関しては、0歳、1・2歳を区分して設定することが必要。

### 認定の区分

- 3～5歳・幼児期の学校教育のみ(子ども・子育て支援法19条1項1号)
- 3～5歳、保育の必要性あり(子ども・子育て支援法19条1項2号)
- 0～2歳、保育の必要性あり(子ども・子育て支援法19条1項3号)

「現在の利用状況」については、例えば、

- ・現行制度における認定こども園、幼稚園、保育所の利用状況
- ・家庭的保育事業などの市町村事業の利用状況
- ・認可外保育施設の利用状況

などについて正確に把握することが必要。

「今後の利用希望」については、市町村が行う住民に対する利用希望把握調査(ニーズ調査)等により対応。

利用希望把握調査(ニーズ調査)等の調査票のひな形については、今般、提示したところ。

## 2. 「現在の利用状況」と「量の見込み」との関係

「現在の利用状況」の把握に当たっては、現行制度における施設・事業ごとに利用状況を把握することが必要。  
現行制度における施設・事業ごとの利用状況と新制度における「量の見込み」の区分との関係は概ね以下の通り。

### 認定こども園、幼稚園、保育所等の施設

認定こども園	短時間利用児・・・基本的に「幼児期の学校教育のみ(支援法19条1項1号)」に該当する子ども
	長時間利用児・・・基本的に「保育の必要性あり(支援法19条1項2号・3号)」に該当する子ども
幼稚園	標準時間の利用・・・「幼児期の学校教育のみ(支援法19条1項1号)」に該当する子ども
	標準時間の利用に加え預かり保育を定期的に利用・・・「保育の必要性あり(支援法19条1項2号)」に該当する子ども
保育所	・・・基本的に「保育の必要性あり(支援法19条1項2号・3号)」に該当する子ども

### 家庭的保育事業、へき地保育所、特定保育などの市町村事業

・・・基本的に「保育の必要性あり(支援法19条1項2号・3号)」に該当する子ども  
ただし、中には「幼児期の学校教育のみ(支援法19条1項1号)」に該当する子どもが混在している場合もあり得る(特に、へき地保育所)。

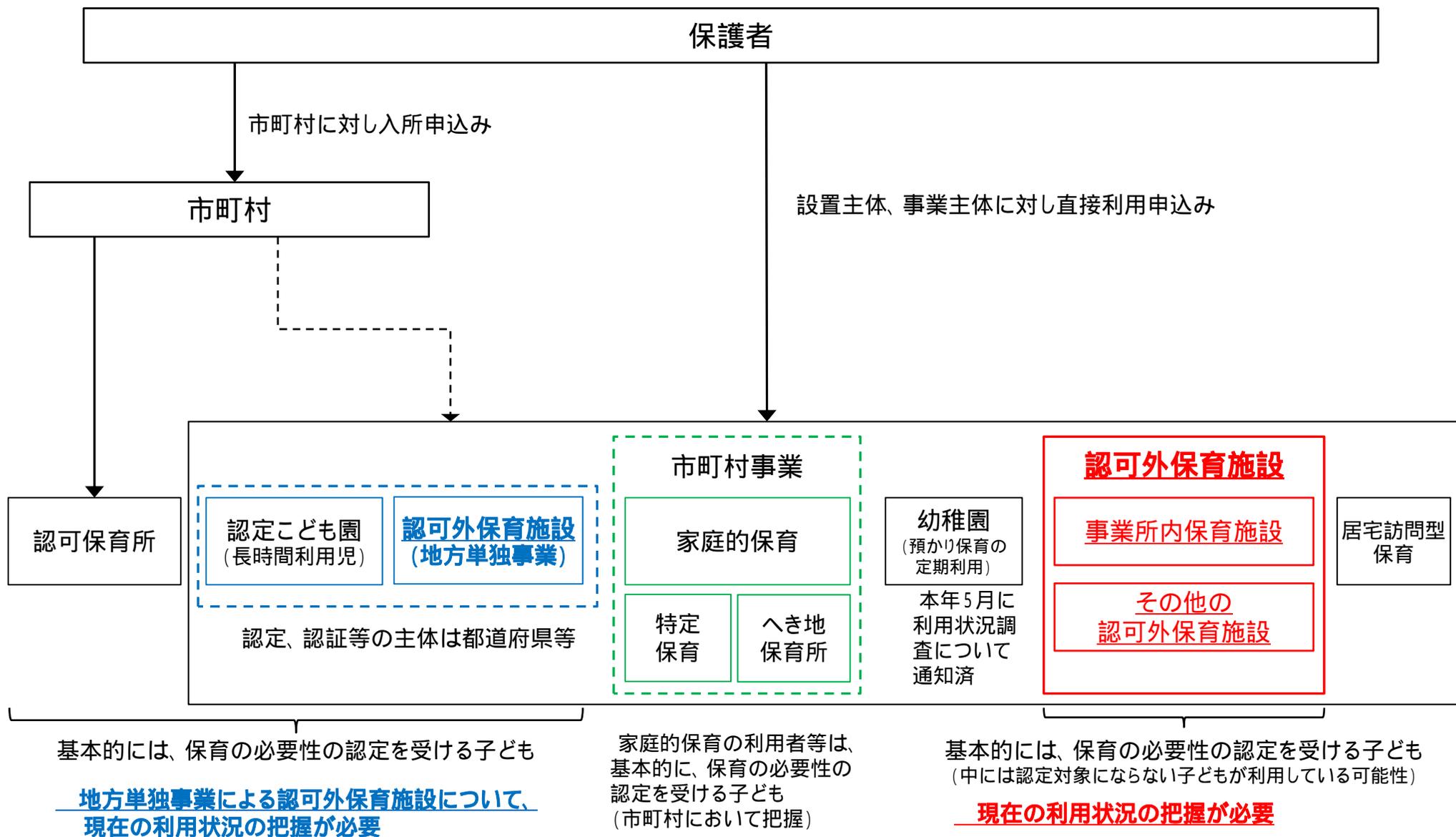
### 地方単独事業による認可外保育施設

・・・基本的に「保育の必要性あり(支援法19条1項2号・3号)」に該当する子ども  
ただし、中には「幼児期の学校教育のみ(支援法19条1項1号)」に該当する子どもが混在している場合もあり得る。

### それ以外の認可外保育施設

・・・基本的に「保育の必要性あり(支援法19条1項2号・3号)」に該当する子ども  
ただし、中には「幼児期の学校教育のみ(支援法19条1項1号)」に該当する子どもが混在している場合もあり得る。

## 【参考】現在の保育施設・事業等の利用状況（イメージ）



### 3 . 利用状況の把握について

特に、 の利用状況に関しては、現行制度では必ずしも市町村が把握しているとは限らないことから、「量の見込み」を正確に設定していくためには、これらの認可外保育施設を含めた利用状況について、市町村が都道府県と連携し、的確に把握することが必要。

のうち、幼稚園における預かり保育の利用状況調査については、本年5月17日に通知済み。参考資料(本年6月10日開催の新制度説明会の資料13)も併せて御参照のこと。

従って、今般、利用状況の把握をすべき認可外保育施設としては、下記の通り。

地方単独事業による認可外保育施設

それ以外の認可外保育施設(事業所内保育施設やその他の認可外保育施設)

認可外保育施設については、都道府県(政令市、中核市を含む)において指導監督を実施しており(児童福祉法59条等)、毎年10月頃を目途に運営状況報告を求めているところ。そのため、当該報告を求める際に、併せて、当該認可外保育施設に対して利用状況の把握を行うことが考えられる。

具体的には、運営状況報告の報告様式をベースに、各施設に対して、当該施設を利用している子どもの保護者の現住所がある市町村別に、保育をしている子どもの年齢別の数、その1週当たりの利用日数・利用時間帯に関する状況を把握し、施設より得られた情報については、都道府県において取りまとめの上、施設を利用している子どもの保護者の現住所がある市町村に送付することが考えられる。

政令市、中核市の場合は自ら把握

なお、このほか、幼稚園に併設されている認可外保育施設については、各都道府県の幼稚園所管部局により、児童福祉法等関係法令を遵守して当該施設の運営を図るよう、適切な指導等を行うこととされている。(平成14年7月22日付文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知)

従って、各都道府県の幼稚園所管部局において、幼稚園に併設されている認可外保育施設における利用状況を把握した上で、児童福祉主管部局を経由し、市町村に対して送付することが考えられる。

調査票のひな形のほか具体的な方法等については、追って、通知等によりお示しする予定。

# 幼稚園の預かり保育の 利用状況調査について

平成25年6月10日

## 1. 本調査の趣旨

市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について、「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載。

「量の見込み」は、「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて、「3～5歳、教育のみ」（1号）、「3～5歳、保育の必要性あり」（2号）、「0～2歳、保育の必要性あり」（3号）の区分ごとに設定する必要性あり。

現行制度における施設類型と、新制度における「量の見込み」の区分の関係は、概ね以下のとおり。

< 現行制度 >	< 新制度 >
保育所	基本的には、保育の必要性ありの子ども
幼稚園	<u>3～5歳の教育のみ</u> の子ども、 <u>保育の必要性あり</u> の子どもが混在
認可外保育施設	<u>保育の必要性あり</u> の子ども、 <u>保育の必要性なし</u> の子どもが混在

「保育の必要性なし」の子どものうち、0～2歳の子どもについては、専ら、地域子ども・子育て支援事業で対応することになる。

従って、「量の見込み」をより正確に設定するためには、単純な利用児数のみならず、

幼稚園の預かり保育の利用状況（特に、長時間・定期的な利用の実態）  
都道府県に届出がなされている認可外保育施設の利用状況（ " ）  
についての情報を把握しておくことが必要となる。

これらについては、これまでの市町村においては、必ずしも十分に実態が把握されていないものと考えられる。

上記 についての把握方法としては、市町村・事業者（幼稚園）・保護者の事務負担等を考慮した場合、就園奨励事業の申請手続の機会を利用してアンケート調査を実施することが、簡便な方法と考えられることから、技術的助言として、今般、「幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について（通知）」（平成25年5月17日付3府省課長通知）を発出したところ。

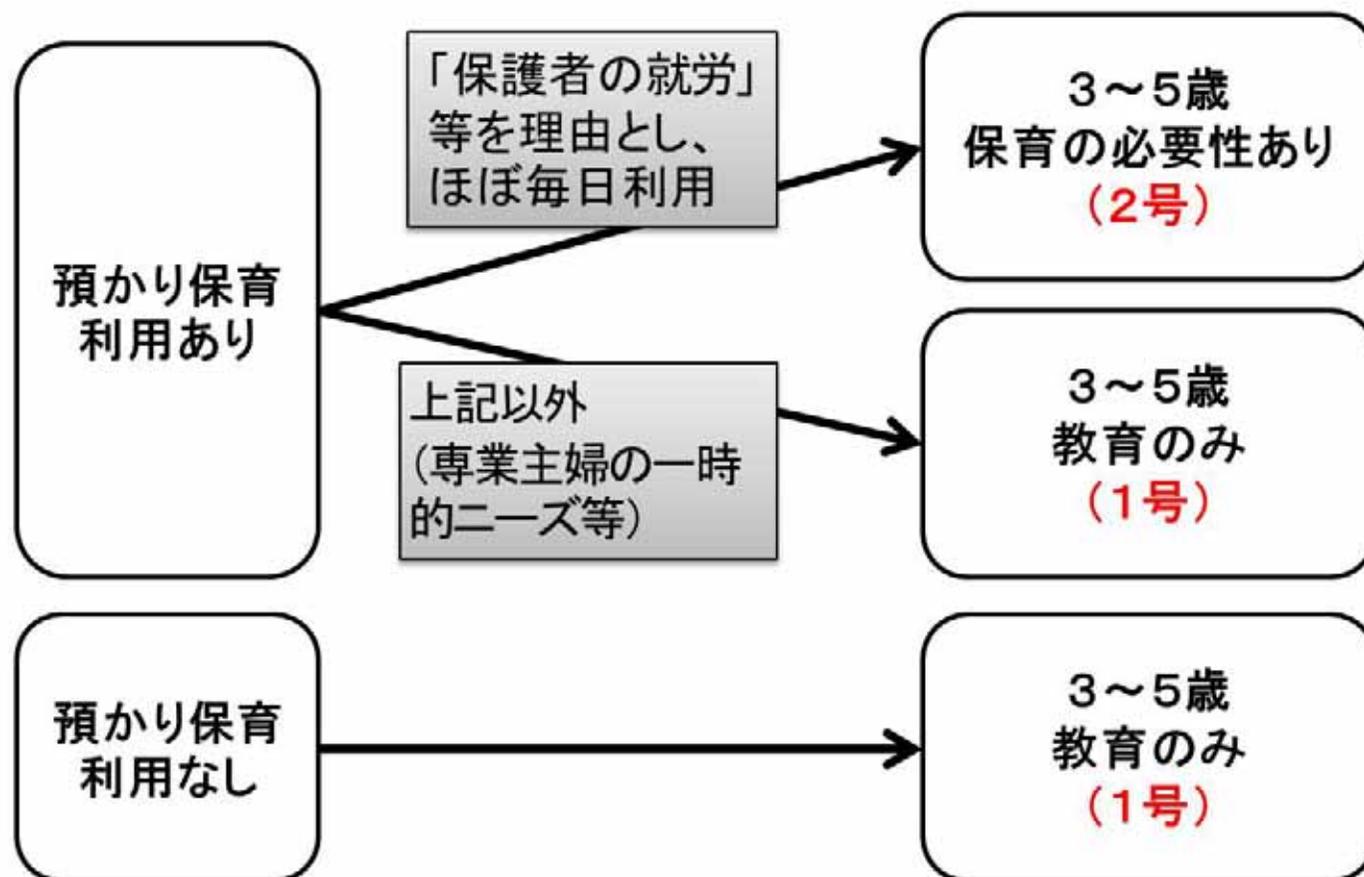
なお、上記 についての把握については、別途、改めてお示しする予定。

本通知に関連して各自治体から寄せられた、主な質問とそれに対する回答は、4頁以降のとおりであり、各自治体における対応方針の検討の際の参考にされたい。

# 幼稚園の「現在の利用状況」の分析の考え方(例)

幼稚園における預かり保育の  
**「現在の利用状況」**

計画における**「量の見込み」**  
の基礎としての把握



## 2. 主な質問と回答

【Q1】

- ・ 今回の幼稚園の預かり保育の利用状況調査の目的は何か。事業計画作成のための利用希望の把握の調査との関係はどうなっているのか。

【A1】

- ・ 事業計画を作成するに当たっては、需要量の見込みは、「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を踏まえて設定することが必要となる。
- ・ 利用希望の把握の調査は、主として「今後の利用希望」を把握するために抽出調査として実施することを想定しているのに対して、今回の調査は「現在の利用状況」のうち、特段の調査を行わなければ把握できない、幼稚園の預かり保育の利用状況を実数として把握するために実施することが考えられるものである。
- ・ 例えば、保護者の就労状況と預かり保育の利用時間などについては、結果的に利用希望の把握の調査と同様の質問となる部分もあるが、把握される情報には抽出調査による推計と全数調査による実数という性質の違いがある。
- ・ 今回の調査により「現在の利用状況」をするとともに、利用希望の把握の調査による「今後の利用希望」を踏まえた検討を行うことにより、より精度の高い将来の需要量の見込みを立てることが可能となると考えている。

【Q2】

- ・ 今回の調査の実施時期はいつにすべきか。また、いつまでに調査を行うべきか。

【A2】

- ・ 就園奨励事業の申請手続に合わせて、今回のアンケート調査票を配布・回収することが簡便な方法と考えられるため、多くの市町村で就園奨励事業の申請手続が行われる6月から7月に間に合うよう、5月17日付けで通知を発出したもの。
- ・ なお、就園奨励事業の申請手続の時期以外に今回の調査を行う場合や、これ以外の方法により「現在の利用状況」を把握する事とした場合であっても、「現在の利用状況」を把握するとともに、利用希望の把握の調査による「今後の利用希望」を踏まえた検討を行うことによ

り、より精度の高い将来の需要量の見込みを立てることが可能となると考えているものであり、需要量の見込みを取りまとめる時期までに「現在の利用状況」の把握を行うことが望ましい。

【Q3】

・ 今回の調査は全数調査を行うものなのか。抽出調査となる利用希望の把握の調査の精度との関係はどうなっているのか。

【A3】

・ 利用希望の把握の調査で把握しようとしているのはあくまでも将来の利用希望(ニーズ)の傾向であるため、抽出調査で行うことを想定しているが、今回の調査で把握しようとしているのは施設類型ごとの「現在の利用状況」であり、現在の利用しているものを新制度においても引き続き利用できるように需要量の見込みを立てるためにも全数調査として行うべきものである。

・ 「現在の利用状況」を正確に把握する上では、全数調査をすることがより望ましいが、例えば、調査後も新制度を利用する可能性が高い3歳児に対して行う、一定の割合の幼稚園利用者を抽出して依頼するなど、調査の具体の実施方法については、各自治体の規模などの地域の実情に応じた工夫の余地はあるものとする。

・ なお、現状での市町村と幼稚園との関係の緊密さや、市町村計画の作成に必要な幼稚園利用者の就労状況等の把握の程度は様々であると考えられるので、必ずしも今回の調査方法によらず、別途の方法により把握することを妨げるものではない。

【Q4】

・ 調査の対象を、幼稚園ではなく、保護者とした理由は何か。

【A4】

・ 保育所・公立幼稚園については、施設の所在する市町村に居住する子どもが利用するのが通常であるのに対して、私立幼稚園については市町村の圏域を超えた利用も多いと想定される。そのため、幼稚園を調査対象とした場合には、在園児の利用状況をその居住する市町村に応じて複数の市町村に報告するという事務が幼稚園に生じることになる。

・ これに対して、保護者を調査対象として就園奨励事業の申請手続と合わせてアンケートを実施する方法では、幼稚園は通常の申請用紙

に併せてアンケート用紙を配布し、取りまとめるという最小限の負担を担うだけで、市町村が域内のほぼ全ての幼稚園利用児に係る情報を捕捉することができるため、簡便な方法であり、新制度の施設型給付の支給対象と同様の考え方でもあることから、通知において提案しているもの。

【Q5】

・ 今回の調査では都道府県で各市町村の調査結果を集計するのか。また、国で各都道府県分を集計するのか。

【A5】

- ・ 今回の調査は、市町村が、「現在の利用状況」を把握するとともに、利用希望の把握の調査による「今後の利用希望」を踏まえた検討を行うことにより、より精度の高い需要量の見込みの設定に役立てていただくためのものであり、各都道府県で集計していただくことを目的としているものではない。なお、都道府県が都道府県計画の作成の参考とするため、市町村と連携して各市町村の状況を把握することを妨げるものではない。
- ・ 国で全国的な集計を行う予定はないが、調査で把握いただいた現状については、自治体関係者との意見交換等を通じて、国での議論の参考とさせていただくこともありうる。

【Q6】

・ 今回の通知に記載されている「認可外保育施設の利用実態の把握」は別途示されるということだが、いつ頃になりそうか。

【A6】

・ 詳細については別途お知らせする。(都道府県等による認可外保育施設の現況調査の機会なども活用いただくことを想定している。)